

松山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例(案)について

＜条例制定の背景＞

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が施行され、河川法等が改正されました。

これらの法改正により、これまで政令で全国一律に定められていた基準について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

これにより、市内の準用河川*の河川管理施設等（堤防、橋など）に関する構造基準について、政令（河川管理施設等構造令）を参酌し、河川管理者である松山市が条例で定めることとなりました。

*準用河川…河川法第100条に基づき、二級河川の規定を準用する「市町村が管理する河川」のことです。

＜条例の制定にあたっての本市の考え方＞

本市はこれまで、政令（河川管理施設等構造令）に従い準用河川の改修、管理を行ってきておりますが、今回の河川法改正により、準用河川については、国の政令を参酌し、市独自の基準を定めることが可能となりました。

しかし、この政令は治水に関して、現在までに得られた技術的知見や現場における運用等を勘案して作成されており、これまで本市での運用においても特に不具合は生じていないことや、河川全体として同一の構造基準であることが安全上望ましいことから、今後の河川改修、管理においても基本的に国と同じ基準とすることが妥当であると考えております。

なお、政令の内容を参酌して、本市管理の準用河川の河川管理施設等として想定しえないものについては対象外とします。

<河川管理施設等構造令の参酌概要>

条例全般：高潮区間・高規格堤防・湖沼・高水敷に関する条文削除

高潮区間・高規格堤防・湖沼・高水敷に関して、本市の準用河川では存在せず、また、今後も整備する見込みもなく、本市の準用河川では想定しえないことから、条文を削除する。

第一章	総則（第一条・第二条）	
第二章	ダム（第三条―第十六条）	: すべての条文削除
第三章	堤防（第十七条―第三十二条）	: 霞堤の記述削除
第四章	床止め（第三十三条―第三十五条の二）	
第五章	堰（第三十六条―第四十五条）	: 堰の径間長の条文削除
第六章	水門及び樋門（第四十六条―第五十三条）	: 水門の径間長の条文削除
第七章	揚水機場、排水機場及び取水塔（第五十四条―第五十九条）	
第八章	橋（第六十条―第六十七条）	: 径間長の一部条文削除
第九章	伏せ越し（第六十八条―第七十二条）	
第十章	雑則（第七十三条―第七十七条）	

ダム及び霞堤に関して、本市の準用河川では存在せず、また、今後も整備する見込みもなく、本市の準用河川では想定しえないことから、条文、記述を削除する。

堰及び水門の径間長は、河幅が狭く流量も少ない本市の準用河川では規定する箇所が想定されないことから、条文を削除する。また、橋の径間長についても、同様の理由で一部不要な条文があるため削除する。

<今後のスケジュール>

平成24年11月22日（木）～12月21日（金）
平成25年 3月
4月1日

パブリックコメントの実施
市議会3月定例会に条例（案）を提案
条例の施行予定日

（参考）松山市の準用河川（条例の適用河川）

準用河川	太山寺川（たいさんじがわ）	【太山寺川水系】
準用河川	堂之元川（どうのもとがわ）	【堂之元川水系】
準用河川	三反地川（さんだんじがわ）	【三反地川水系】
準用河川	村中川（むらなかがわ）	【三反示川水系】
準用河川	久保田川（くぼたがわ）	【重信川（しげのぶがわ）水系】
準用河川	草葉川（くさばがわ）	【重信川水系】
準用河川	光正寺川（こうしょうじがわ）	【重信川水系】
準用河川	傍示川（ぼうじがわ）	【重信川水系】
準用河川	天王川（てんのうがわ）	【洗地川（せんじがわ）水系】
準用河川	長沢川（ながそがわ）	【長沢川水系】

(参考) 用語解説

○堤防（ていぼう）

洪水を氾濫させないために、左右岸に築造した盛土（土を盛り固めた）のこと。

○堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などを川から引くために、川を横断して設けられる構造物。堰の上流部に水を貯めることにより、水を取水しやすくする。

○床止め（とこどめ）

河床の低下を阻止するために、河川を横断して設けられる施設。

○水門（すいもん）

洪水、高潮を防いだり、用水の取水や排水のため河川を横断し、又は堤防を切り開いて設ける施設。

○樋門（ひもん）

排水や取水をするために、堤防内を横断して設ける構造物。

○揚水機場（ようすいきじょう）

河川又は水路の水を農業用水、水道用水としてポンプにより取込むための施設。

○排水機場（はいすいきじょう）

大雨等の影響により上昇した河川水位を下げるため、水門内の水をポンプにより排水するための施設。

○取水塔（しゅすいとう）

河川の水を取込むために河川内に設けられる取水口を備えた塔状の集水施設。

○伏せ越し（ふせごし）

用水路又は排水路が河川と交差する場合において、河床の下を横断して設けられる施設。

○高水敷（こうすいじき）

平常時は水が流れず、洪水時に水が流れるところ。

○霞堤（かすみてい）

堤防の一部を連続させず、洪水の一部を氾濫させて下流に流下する洪水の量を減少させ、洪水が終わると氾濫した水を速やかに河川に戻すための構造物。

○径間（けいかん）

橋などの構造物の支点と支点の間の部分。その距離。